

公立高等学校入試における市町村教育行政の配分方式 — 事例としての「姫路方式」 —

湯田 拓史

Administrative method of municipal government in public high school entrance examinations: Case study of Himeji city

Hirofumi YUDA

Abstract

In this paper, to analyze the administrative control of municipal government in public high school entrance examination. In Hyogo prefecture, it has been carried out numerous attempts for high school entrance examination. However, it did not analyze all municipal government of effort. Therefore it was investigated in this paper. This achievement is that it revealed the "Himeji method", which is operated in Himeji.

Features of "Himeji method" is, examinees can select the school of choice, if there is a public high school of capacity shortage in the neighborhood after the pass, it was to be changed to the school. "Himeji method" were discontinued in a short period of time because they do not choose a school of choice. And, Himeji City was changed to policy to depend on the capacity of the private school.

To focus on measures of municipal government is effective in helping to understand the region-specific education issues in public high school entrance examination. In addition, the paper pointed out the importance of analyzing the experience that the municipal government has accumulated.

I はじめに

現在、全国で高等学校通学区制度の改革が進んでいる。2002（平成14）年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、通学区を撤廃することが可能になって以降、「全県一区」を採用する都県が拡大している。また、同様に高等学校入試の選抜方法の改革も進んでいる。高等学校の入試方式は、学校教育法施行規則第90条5項をもって、公立高等学校を設置する都道府県または市町村の教育委員会が行うことができるが、近年はさらに特色ある教育を展開するために多様な選抜方法が行えるようになってきているのが特徴である⁽¹⁾。

兵庫県では、2015（平成27）年度から高等学校通学区（以降、「高校通学区」と略記）が広域化され、計5区域になった。また、入試制度については、長く「単独選抜制度」と「総合選抜制度」が併存していたが、2008（平成20）年に兵庫県での「総合選抜制度」は廃止された。さらに2009（平成21）年から「複数志願選抜方式」⁽²⁾、「連携校方式」⁽³⁾、「特色選抜」⁽⁴⁾が実施されている。これらの改革は、公立高等学校入試の受験生に多様な選択肢を提供することになるが、同時に特定の高等学校に希望者が集中して、入試競争をより激化させる可能性がある。本論文では、中長期にわたる高等学校入試受験者たちの制度経験の蓄積によって形成された地域固有の進路選択志向を「進学経路」とするが、現状の改革動向では、高等学校間で受験生の集中と分散を招き、「高校通学区」内の公立学校と私立学校との構成を流動化させ、「進学経路」を大きく変化させる可能性がある。この変化が対象地域の地域性にそぐわない場合、公立学校や私立学校を問わずに中等教育機関の再

編を招き、遠距離通学者の増大や追加家計教育費の上昇などで高校生たちとその家庭を翻弄させることになるかと考える。地方行政団体にとっても、これまでの県と市町によって60年以上にわたって実施されてきた公立高等学校入試制度の試みの総括がなされないまま改革が進められることは、地方教育行政団体が蓄積してきた地域性に基づいた教育行政の経験を無に帰させることになる。とりわけ各「高校通学区」における、教育行政団体による入試制度の運用のあり方を検証しなければ、受験者に後期中等教育を受ける機会を均等に保障する具体的な方策を失うことにつながるであろう。

これまでの兵庫県の公立高等学校入試制度の先行研究では、大正期においては受験競争の是非をめぐって展開され⁽⁵⁾、昭和30年代以降からは総合選抜制度の是非をめぐって展開されてきた⁽⁶⁾。一方で、兵庫県内で複数の入試制度が混在した理由や評価については、兵庫県内の文化的風土に起因するものとされ、十分に検証されたとは言い難い。対象地域ごとの入試制度の違いを地域性の違いから考慮し説明できなければ、実際に入試制度を利用する受験生の「進学経路」を把握することが出来ず、制度改革において教育行政団体は有効な施策を行なえないであろう。具体的に兵庫県の場合、後述するように市町村レベルの入試制度のうち、「選抜形態」と各学校への合格者の配分方式の違いを明らかにする必要がある。

そこで本稿では、兵庫県の入試制度のうち、とくに対象地域として姫路学区に注目する。対象として姫路市を設定した理由は、これまでの兵庫県の入試制度研究での対象地が神戸市及び阪神間地区に集中していたからである。兵庫県全体の公立高等学校入試制度の動向を把握するためにも、兵庫県において政令指定都市ではない中規模都市の行政施策をみる必要があり、そのうち播州地域の中核都市⁽⁷⁾であり、市域全体が「高校通学区」に含まれていた姫路市での入試制度の取り組みを検証することが重要だからである。

以上の作業を行うため、本稿では兵庫県の入試制度の特質を整理する作業から始め、対象としての姫路市を概観したうえで、公立高等学校入試制度において姫路市がおこなってきた合格者の配分方式が、姫路学区での「進学経路」形成に及ぼした意義を検証する。

Ⅱ 兵庫県の公立高等学校入試制度の特徴

戦後日本の公立高等学校入試制度を説明する際に、戦前の中等教育機関の入試との違いとして示されるのが「高校通学区」の導入である。厳密な意味での「学区」は明治の学制から登場しており学校設置主体としての性格を持ち、初等教育機関から中等教育機関の設置まで含む幅広い概念であるが、戦後の「高校通学区」は中学校を修了した生徒に対して、就学可能な公立高等学校を都道府県教育委員会が示すために設けた教育行政独自の区域である⁽⁸⁾。そもそも通学区の設定だけなら戦時中の文部省通知から始められていた。現在の「高校通学区」にあたる通学区の設定は、1941（昭和16）年に「中等学校入学考査制度に関し、学区制および総合考査制の実施を考慮するよう促した」文部省通牒を受け、兵庫県では1942（昭和17）年から実施されていた。これは「戦時下、交通機関雑踏の緩和、空襲等非常の際の生徒保護を顧慮」したものであった。その後、「昭和17年12月9日には、文部省より学区制・総合考査制の実施促進方が通達」されたこともあり、「昭和19年1月23日、県立の中学校と高等女学校に、学区制・総合考査制実施の方針を発表し、同年3月の入学考査には、はじめて総合考査をおこなったのである。そしてこのときの総合考査は、阪神・神戸地区の県立中学校と県立高等女学校の入学志願者に対して、共通問題で考査をおこない、定数だけの合格者を選定、これを機械的に近接学校に入学させる」という方式になった。この様に戦時中の通学区は空襲による生徒の通学リスクを減らすことを目的として設定された制度⁽⁹⁾であって、機会均等理念に基づく行政団体による中学卒業者の就学先の調整を含んだ制度ではないのである。

一方、戦後の「高校通学区」の根拠法は、教育委員会法第54条で「都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及およびその機会均等を図るため、その所轄の地域を数箇の通学区に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる」と規定するように、後

期中等教育を受ける機会を均等にすることを企図していた。この方針は、教育委員会法が廃止され、後継の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条にも受け継がれた。

この様に、戦後の「高校通学区」は、受験競争や通学負担の解消、新学制の高等学校の普及と進学機会の保障とが一体となった制度である。そのため区割りの実態や高校の定員の他に、入試制度の在り方に関連しており、「高校通学区」ごとに実態が異なっている。したがって、戦後の公立高等学校入試制度の検討には、まず「高校通学区」ごとの入試の実態を対象として検証しなければ、制度の全体像の正確に把握することができないのである。

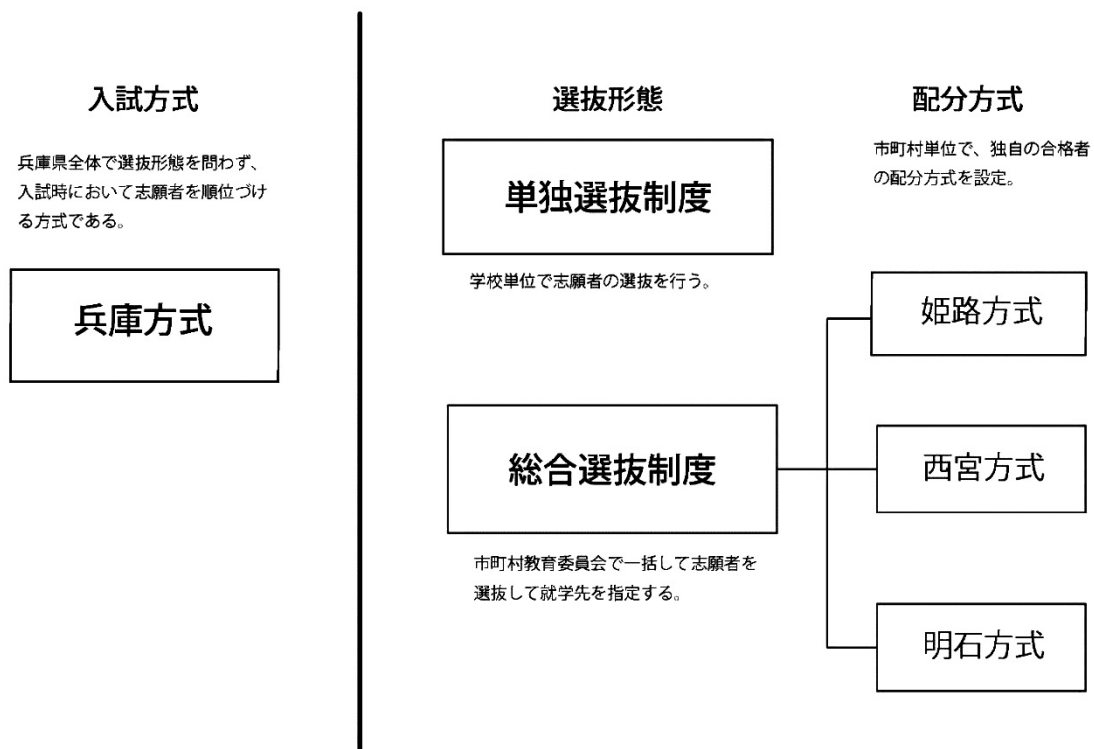
ここで、兵庫県の公立高校入試制度の特徴を検証する。兵庫県の公立校高校入試制度を構成する運用の方式のうち、各「高校通学区」に最も影響を与えているのが、入試時に志願者を順位づける「入試方式」としての「兵庫方式」である。兵庫県では、1967（昭和42）年以降に受験競争緩和のために、「兵庫方式」と呼ばれる独自の入試方式を取り入れてきた。この「兵庫方式」とは、公立高等学校入試において、入学者に課す学力テストの成績によって入学者を選抜するのではなく、調査書（通称「内申書」と呼ばれる。以降、「内申書」と記す）に記載された中学校三年間の成績や素行を以て入学者を選考する方式である。全国的にみると内申書を参考資料として選抜する都道府県は多いが、これらはいくまで合格ライン前後の受験生の合否判定資料として内申書を活用したものであり、合否判断のための主たる資料としては用いていない。兵庫県の場合、とりわけ1967（昭和42）年から1976（昭和51）年までの期間、入学者選考テストを、思考力を図る記述式検査にすることで、合否判定の主たる資料として内申書成績を位置付けた点で画期的であった。これにより、公立高等学校受験者の競争が、中学校三年間の素行も含めた総合的な内申書成績で合否が判定されることとなった。受験生にとっては、学力考査での緊張がなくなったことで、高校入試当日での緊張が緩和された。一方で、緊張緩和で中学生が勉強しなくなったことを批判する保護者もあらわれたことで、新聞や兵庫県議会では「兵庫方式」の是非が議論された。1976（昭和51）年以降兵庫県教育委員会は、高校生の学力低下を懸念し、記述式検査から学力検査として知識を問うものへ回復させた⁽¹⁰⁾。現在の「兵庫方式」については、選考資料としてかつてほどの比重がないが、その後も基本的に学力検査と調査書の評価とが、対等の比率で固定化され合否判断材料として継続されており、依然受験生に大きな影響を与えている。テストの獲得点数の差を以て順位づける「選抜」ではなく、調査書に記載された中学校生活での記録である「内申書」の評価を基にして、志願者を順位づけて、入試担当者が合格者を選ぶ「選考」である点で、「兵庫方式」は他府県の入学者選抜試験とは異なった独自性を有している。入試時の合否判断の判断材料を規定している点において、「兵庫方式」は、兵庫県の公立高等学校入試制度の性格を決定づける「入試方式」である。しかも、この「入試方式」は、特定の「高校通学区」に固有のものとして位置づけられたのではなく、兵庫県内全ての「高校通学区」において活用されている点に特徴がある。

次に「選抜形態」について説明する。我が国の公立高等学校入試制度の「選抜形態」には大きく次の二種類がある。第一に、志願先の一校のみの受験で行政団体による入学者調整が無く、受験生が志願先の高等学校を受験する「単独選抜制度」である。この場合、高校単位で志願者の選抜を行う。受験生や保護者は、自分が志望する学校を受験することになる。第二に、学校の設置されている区域内全ての学校と全ての志願者を総合して、市町村の教育行政団体が入学者調整を図る「総合選抜制度」である。この場合、市町村教育委員会で一括して志願者を選抜してから、志願者に就学先となる高等学校を指定する。「総合選抜制度」では、教育行政団体によって合格者の調整があるので、受験競争は緩和されることになる。しかし、「単独選抜制度」のように志望校を選択して受験することに制限がかかることに対する不満が受験生と保護者から生じることがある。前述のように、2008（平成20）年に明石学区での「総合選抜制度」は廃止されたが、それまでの期間、兵庫県では両方の「選抜形態」を、「高校通学区」ごとに分けて実施していた点に特徴がある。

さらに、「総合選抜制度」を採用していても、全ての「高校通学区」が、厳密に同じ運用をもつ

て高校入試を実施するとは限らなかった。各「高校通学区」で教育行政団体による運用の方式、とくに各学校へ合格者の配分を実施する際の方式が異なっていた。それぞれの「高校通学区」では、「西宮方式」・「明石方式」・「伊丹方式」・「尼崎方式」など、「高校通学区」が存する市町村の名称が使われ、それぞれ特色のある配分基準を設けていた。「西宮方式」では受験生の居住地と学校との距離を基にする調整がおこなわれ、「明石方式」では成績を考慮して各学校に成績分布の偏りがないように均等配分が行われた。また、大部分は居住地を優先するが、一部の成績上位の受験生については志望を優先させるという「伊丹方式」等があった⁽⁶⁾。ただし、「高校通学区」が一貫して同一の「選抜形態」を採用したのではなく、時期によっては「選抜制度」が変更されたり、「配分方法」の具体的内容もしばしば変更されたりしていた。ここでは、各「高校通学区」の「配分方式」の設定が、当該市町村の議会や教育委員会で検討されていたことを指摘しておく。

図1 公立高等学校校入試制度の概略図



図は本文の内容を基に著者が作成した。

以上のように、兵庫県の公立高等学校入試制度の検証には、「入試方式」にとどまらず、「選抜形態」や「配分方式」も視野に入れつつ、「高校通学区」に含まれた市町村の動態把握をしなければ、制度の実態を捉えることができない。しかし、同一の「高校通学区」であっても、時期によって「選抜形態」が入れ違うなど複雑な変遷をたどっている。本論文では、これまで注目されてこなかった姫路市が実施した「姫路方式」を検証する。その作業に当たっては、まず対象地である姫路市の状況を確認する必要がある。

Ⅲ 対象としての姫路市

姫路市の高等学校の拡大は、姫路市の都市化と関連していた。姫路市の人口推移は、表1が示すように、1948（昭和23）年の20万人から1958（昭和33）年で30万人を超え、1969（昭和44）年には40万人超え、1975（昭和50）年に435,589人になった。わずか30年間で2倍以上に人口が増加した。

表1 姫路市の人口推移

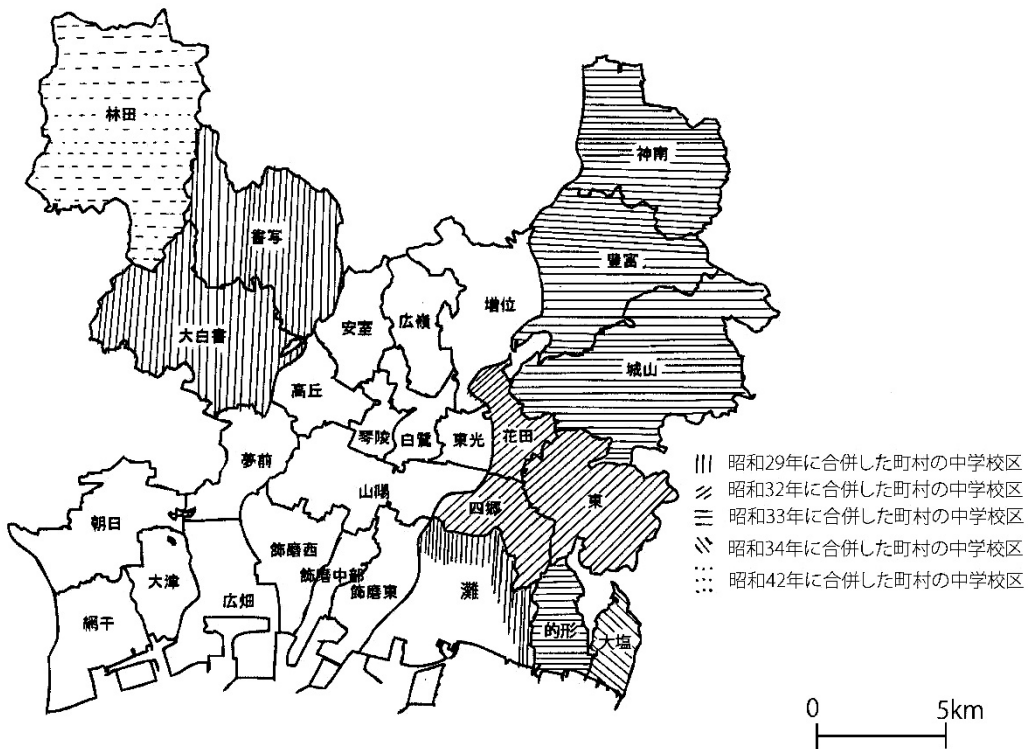
年次	世帯数	人口	人口増加率
昭和25年	46,255	212,097	
昭和30年	54,586	252,315	119.0%
昭和35年	74,141	328,784	130.3%
昭和40年	90,863	369,622	112.4%
昭和45年	107,287	407,954	110.4%
昭和50年	114,441	435,589	106.8%

【兵庫県統計書】各年度より作成。

この増加は昭和の大合併によるものであり、1954（昭和29）年に八木村・糸引村・曾左村・余部村・太市村と合併、昭和32年に四郷村・花田村・御国野村・別所村と合併、1958（昭和33）年に飾東村・神南村・的形村と合併、1959（昭和34）年に大塩町と合併するなど、姫路市が周辺町村との合併を繰り返し、広域化したことに起因する。

次頁の図2は、姫路市の中学校区の概略図であり、前述の周辺町村の合併による校区拡大過程を示している。当初の市域の東西にある町村を合併したことで拡大した過程がうかがえる。

図2 姫路市中学校区概略図



昭和50年時の中学校区の図を基に、各学校史のデータを加えて著者が作成した。

姫路市は、1954（昭和29）年から1967（昭和42）年までの間に5回の合併を実施した。しかも、合併した町村の中学校区の広さは、当初の市域の広さよりも広く、中学校区は姫路市白浜地区と旧町村の中学校区が合併した灘中学校を除いては、合併した旧町村での中学校区の枠組みを維持していた。こうした合併を繰り返したことで、当然ながら市内の学校数も増加することになる。表2は姫路市内の学校数の推移を示した表である。

表2 姫路市内の学校数の推移

	小学校		中学校			高等学校		
	市立	市立	組合立	私立	県立	市立	私立	
昭和25年	27	14	0	2	7	4	2	
昭和26年	27	14	0	3	8	3	3	
昭和27年	27	14	0	3	9	3	3	
昭和28年	27	14	0	3	10	3	3	
昭和29年	32	16	0	4	10	3	3	
昭和30年	32	16	0	4	10	3	3	
昭和31年	43	16	0	4	10	3	3	
昭和32年	43	16	0	4	10	3	4	
昭和33年	43	22	0	4	10	3	4	
昭和34年	44	21	2	4	10	3	4	
昭和35年	44	21	2	4	11	3	4	
昭和36年	44	21	2	4	12	3	4	
昭和37年	44	21	2	4	12	3	5	
昭和38年	44	21	2	4	12	3	5	
昭和39年	44	21	2	4	12	3	5	
昭和40年	44	21	2	4	11	3	5	
昭和41年	44	21	2	4	11	3	5	
昭和42年	46	22	0	4	12	3	5	
昭和43年	46	22	0	4	12	3	5	
昭和44年	46	23	0	4	12	3	5	
昭和45年	47	23	2	4	12	3	5	
昭和46年	47	23	2	4	12	3	5	
昭和47年	48	23	2	4	12	3	5	
昭和48年	48	25		4	12	3	5	
昭和49年	49	25		4	12	3	5	
昭和50年	49	26		4	16	5		

姫路市内の高等学校は、県立高等学校が1950（昭和25）年の7校から1953（昭和28）年までに10校に漸増し、1960（昭和35）年に11校、1961（昭和36）年に12校、一時的に11校になった時期があるが、1974（昭和49）年まで12校で推移した。市立高等学校は1951（昭和26）年以降3校で固定化した。私立高等学校は、1962（昭和37）年以降5校で固定化した。

市立高等学校生徒数は、1950（昭和25）年の2367人から1959（昭和34）年に3000人を超え、1966（昭和41）年には4214人とピークを迎えた。その後は漸減していった。市立高等学校数が増えていないことから、一校当たりの定員を増やしたことがうかがえる。県立高等学校生徒数は、1950（昭和25）年の4181人から翌1951（昭和26）年に5682人、1953（昭和28）年に6000人を超え、1966（昭和41）年には9545人となった。その後は漸増するが8000人程度で推移した。私立学校生徒数は、1951（昭和26）年の708人から漸増して1958（昭和33）年で2333人となり、1966（昭和41）年には7080人となった。1968（昭和43）年以降は5000人程度で推移した。学校数は増加していないので、一校当たりの定員増で収容したことが指摘できる。

表3 姫路市内の生徒数

	児童数	中学校生徒数			高等学校生徒数		
		市立	私立	組合立	市立高校生	県立高校生	私立高校生
昭和25年	27,315	12,515	* 1038		2,367	4,181	* 1,038
昭和26年	28,945	12,022	462		2,186	5,682	708
昭和27年	27,953	11,697	999		2,357	5,641	1,109
昭和28年	29,125	12,373	622		2,561	6,390	1,400
昭和29年	35,276	15,940	871		2,586	6,367	1,334
昭和30年							
昭和31年	36,382	16,212	1,073		2,541	6,428	1,472
昭和32年	37,009						
昭和33年	43,965	16,340	950		2,859	6,940	2,333
昭和34年	44,252	16,443	1,025	1,083	3,034	6,865	2,554
昭和35年	40,985	18,886	1,150	1,198	3,147	6,965	2,652
昭和36年	37,732	22,560	1,344	1,378	3,067	6,964	2,596
昭和37年	35,881	23,781	1,434	1,342	3,017	7,147	2,973
昭和38年	34,474	22,240	1,438	1,262	3,293	8,265	4,714
昭和39年	33,830		22,386			19,988	
昭和40年	33,833		20,635				
昭和41年	33,795	17,068	1,304	985	4,214	9,545	7,080
昭和42年	34,807	16,611	1,322		3,965	9,169	6,226
昭和43年	35,430	16,108	1,301		3,742	8,862	5,926
昭和44年	36,409	16,483	1,293		12,225		5,700
昭和45年	37,876	15,545	1,279	823	3,431	8,611	5,552
昭和46年	38,797	15,899	1,267	867	3,330	8,499	5,331
昭和47年	39,831	16,160	1,248	861	3,313	8,366	5,234
昭和48年	40,160	17,413	1,268		11,600		5,197
昭和49年	41,477	17,534	1,299		11,770		5,247
昭和50年	42,888	17,715	1,298		11,863		5,242

『兵庫県統計書』、『姫路市市勢要覧』各年度のデータから抽出。

* 昭和25年の私立生徒数は中高合計。

高等学校の生徒数は、中学校卒業後に高等学校へ進学する者が増加したことに起因する。姫路市内中学校卒業生進学状況は1956（昭和31）年の時点で、男子2868人、女子2631人、計5499人であり、高校進学志望者は、4117人、高校受入定員は3390人（公立普通科1550人、商業300人、工業560人、定時制610人、私立学校は女子校のみで370人であった。進学希望者のうち進学できない人数は727人となる⁽¹¹⁾。次頁の表4は、姫路市内の中学校卒業生・高等学校卒業生の進路の表である。1967（昭和42）年と1968（43）年が欠落しているが、高等学校進学率は、1965（昭和40）年の時点で74.9%であり、1969（昭和44）年の時点で82.5%であった。1973（昭和48）年には、90%を超えていた。

全国の高等学校への進学率は、1950（昭和25）年の42.5%（男子48%、女子36.7%）、1955（昭和30）年は51.5%（男子55.5%、女子47.4%）、1960（昭和35）年は57.7%（男子59.6%、女子55.9%）、1965（昭和40）年70.7%（男子71.7%、女子69.5%）、1970（昭和45）年82.1%（男子81.6%、女子82.7%）、1975（昭和50）年91.9%（男子91%、女子93%）⁽¹²⁾であったことから、姫路市の中学校卒業後の進路状況は、全国的動向に沿って増大していたことがいえる。

表4 姫路市内の中学校・高等学校卒業生進路

年次	中学校					高等学校				
	卒業者	進学者	就職者	就職進学者	無業者その他	卒業者	進学者	就職者	就職進学者	無業者その他
昭和40年	8,168	74.9%	18.6%	3.5%	2.9%	4,419	32.1%	57.6%	0.2%	10.1%
昭和41年	7,471	76.4%	18.0%	3.2%	2.4%	6,905	32.0%	53.9%	0.2%	13.9%
昭和42年										
昭和43年										
昭和44年	6,238	82.5%	11.7%	3.5%	2.4%	6,031	33.7%	53.0%	0.2%	13.0%
昭和45年	5,982	84.9%	9.3%	3.1%	2.7%	5,631	34.5%	50.6%	0.5%	14.4%
昭和46年	5,933	87.5%	7.2%	2.8%	2.5%	5,674	34.2%	50.7%	0.7%	14.4%
昭和47年	5,801	89.1%	6.2%	3.0%	1.7%	5,366	39.3%	45.7%	0.4%	14.6%
昭和48年	5,776	91.4%	2.5%	2.5%	1.8%	5,318	42.3%	43.0%	0.3%	14.4%
昭和49年	6,322	91.3%	4.1%	2.5%	2.7%	5,293	43.2%	41.6%	0.5%	14.8%
昭和50年	6,134	92.9%	3.3%	2.0%	1.8%	5,266	47.7%	36.5%	0.4%	15.4%

『兵庫県統計書』各年度より抽出。

以上から、戦後の姫路市では、昭和の大合併の結果、周辺町村を合併して人口が大幅に増加した。同様に高等学校も学校数・生徒数が拡大したことが指摘できる。高等学校は、県立と市立高等学校の学校数自体が大きく増加せず、一校当たりの定員数を増加した。同時期に私立学校の生徒数も急増していたことから、公立学校に収容しきれなかった高等学校進学者を私立学校が受け皿として収容していたことが指摘できるのである。

Ⅳ 「姫路方式」の意義と限界

姫路市の人口と学校数や生徒数が増加する過程で、「高校通学区」としての姫路市の公立高等学校入試制度は、どのように変遷したのか。1949（昭和24）年3月28日に高等学校改革の三原則（「男女共学」「小学区制」「総合科」）の一つである「小学区制」にもとづいた公立高等学校の入試試験が行われ、新制度最初の一年生が登場した。「小学区制」とは、行政区画をさらに細分化した通学区を設定し、行政団体が志願者の進学先を調整する制度である。この際の調整は、主として居住地を考慮しており、志願者を居住地から最も近い高等学校へ進学させることで、高等学校進学志望者に対して、高等学校への進学機会を保障し、さらには通学に係る負担を軽減することになる制度である。もっとも、供給主体である行政団体にとっては学校を多く整備する必要を生じさせる制度となる。1949（昭和24）年度から1951（昭和26）年度までの姫路市では、この「小学区制」に基づいた入試方式がとられた⁽¹³⁾。

1952（昭和27）年度の入試から姫路市では、姫路市内をさらに区割りした「小学区」から姫路市全域を一つの学区とする「中学区」に変更した。姫路市、飾磨郡（但し普通科家庭科のみは鹿谷中学校区を除く）、神崎郡のうち香呂、豊富の二中学校区、印南郡のうちの形中学校区と別所小学校区、揖保郡のうち御津中学校区、自由学区として（イ）豊富中学校区は福崎へも通学可能、（ロ）御津中学校区は龍野学区へも通学可能、（ハ）的形中学校区は高砂学区へも通学可能、（ニ）余部中学校区は龍野学区へも通学可能となった⁽¹⁴⁾。姫路市が「中学区」へ変更した理由は、「総合科」を備えた高等学校を市内に均等配置するには、「小学区」の区域が細かすぎて設置すべき高等学校の校数が多くなり、財政負担が大きかったことが指摘できる。

姫路市の入試方式の変遷をみると、「中学区」に移行した後の姫路市では、1952（昭和27）年度は居住地と志望とを対等に考慮して調整した。1953（昭和28）年度と1954（昭和29）年度は、中学区変更前と変更後の学区内から同率に受験者の就学先を選んだ。教育行政団体による就学先の指定があるので、この時期は総合選抜方式であるといえる。

1955（昭和30）年度から1957（昭和32）年度まで、第一志望者のうちから入学者を決定し、合格

者不足予想校は第二志望の受験生をとるようになった。これは、第一志望先が不合格だった受験生のみに入学者調整がかかるので、これをもって単独選抜方式への事実上の転換と記す資料もある。

しかし、事実上の「単独選抜制度」により、定員を満たしていない高等学校が生じたことから、入試方式は再び転換された。1958（昭和33）年度から、受験生は一校のみを第一志望として記入し、定員割れした学校には、別の公立学校合格者で居住地に近い生徒をまわすこととなった。これが当時、教育委員会及び学校関係者の間で「姫路方式」と呼ばれた方式であり、兵庫県が実施した高等学校通学区制度の選抜形態である「総合選抜制度」を、姫路市独自に設定した配分方式であった。

この時期の姫路市の選抜制度の配分方式について、昭和40年代の教育委員会資料では、「合同選抜制度」と述べられているが、当時の教育委員会資料では「姫路方式」という名称で記している。どちらも教育行政団体による合格者の調整と就学先の指定が行われていることから、これらは「総合選抜制度」の配分方法である。ただし「総合選抜方制度」が、「高校通学区」内全ての学校と全ての合格者の調整を図るのに対して、姫路市の場合は、志願者が集中し定員を超過した学校と定員割れした学校とが、合同で人数調整をはかる点に特徴を持っている。こうした運用を行った姫路市の独自性と実施していた期間での教育委員会資料での記録を考慮して、本稿では「姫路方式」と記すことにする。「姫路方式」によって、姫路市では定員割れの高等学校が発生しないことになったが、一方で志望しない学校への進学を姫路市に指定された生徒による不本意就学が問題となった。なお、「高校通学区」としての姫路学区は、その後1964（昭和39）年度から神崎郡が姫路学区に加わったことで、「姫福学区」となったことで「高校通学区」としての区域がさらに拡大した。

定員割れした学校に別の公立学校合格者で居住地に近い生徒をまわす「姫路方式」は、義務教育を修了した多くの青少年に、高等学校での就学の機会を与えることになったが、その一方で、一見「単独選抜制度」のように受験生が志願先を選択できそうにみえながら、教育行政団体によって進学先を指定させることになり、受験生の学校選択を制限させることになった点は否めなかった。とくに定員割れした学校の定員充足を優先して、合格者の就学先を指定しており、受験生は必ず公立高校に進学できるが必ずしも自分が望んだ公立高校に就学できるわけではないという事態を生じさせた。兵庫県教育委員会は、この姫路市独自の運用方式である「姫路方式」を問題視した。1965（昭和40）年度の公立高等学校入試について、姫路市教育委員会での次の議論からそれが指摘しうる。

（学校指導課長）阪神地区は現状を維持すると言っています。姫路は従来どおりという線を強く押しましたが、県は募集要項が複雑なので単独にしたい。また入試に実技を入れたい。他の学校の志願者の中から廻すとその学校に対して不適應性がある。入試の総合制により、中学校側はマンネリになっているので単独がいい。更に高校教育課程からみても単独がいいと言っています。姫路の側の総合制は、姫路地区に応じた制度でどこからも非難がない。それを変える必要はない。単独制にすると男女比がぐずれ学校の設備内容にも教員組織からも問題ができる。といいますと県はあくまで単独制を打ち出しており、急増期を過ぎると単独にするということか、何か譲歩する態度を見せたくない話し合いは、難しいと県の係は言っています。

（教育委員長）県の利点と市のいう利点をよく検討することですね。県が譲歩せよということは、県の利点の方が正しいという前提に立っている。地元の事情を考慮しない態度はいけませんね。

（教育長）単独、総合は考え方の相違ですからね。姫路の場合、これ以外の方法は考えられない。

（教育委員）姫路では、今の制度で落ち着いており、市民は納得しているのだから、それを変える必要はない。

以上のやり取りから、姫路市教育委員会として現状維持を主張する陳情書提出を決定した。⁽¹⁵⁾

この時点では、姫路市教育委員会側に変更する気はなかったことが指摘できる。しかし、翌月には、学校指導課長から次のような報告があった。

結論的に言いますと、県は単独制か西宮方式を要望して来ています。西高（姫路西高等学校）へ県の林部長、指導課長、係長、指導主事が来て話し合いましたが、そのときの林部長の話では、単独制か西宮方式のどちらかに決めて返事がほしいということでした。中尾課長から、姫路方式は、歴史的に見ても、男女比や学校運営の問題からしても他の方式には難点があるので姫路学区では、従前どおりの方式を続けたいと要望しました。⁽¹⁵⁾

姫路市教育委員会としては、合格者調整の観点から、あくまで「姫路方式」を維持しようとした。なお、ここでの「西宮方式」とは、兵庫県内で「総合選抜制度」を採用した市町の多くで採用された一般的な配分方式の事を指しており、「高校通学区」内全体の学校数と志願者数を総合的に教育行政団体が調整したうえで、学校と居住地とを参考にしながら就学先を指定する方式である。姫路の場合、第一志望を記入させている点で「単独選抜制度」に見えるが、不足が認められる学校が志願者の居住地近くにあれば、その学校を就学先として教育行政団体が指定するという、両方の「選抜形態」を混合した制度であることに問題がある、と兵庫県教育委員会は判断した。

したがって、前回の委員会で決定して提出した陳情書の案は、県の教育委員会に問題視された。その案とは「表向きは単独制で、教育長の通達で二次募集をやって落ちたものを各学校へ廻す。というもので、県では県の方針でないものを勝手に作った単独制であるのに、二次募集はいけないと言っております。7日には県から来て、重ねて単独制か西宮方式を要請して来ました。そして前の単独制の再募集のかわりに検査のカードを他の校長に見せておちたものを拾うことを通達で認めるといふ話も出ました。県では責任ある回答をほしいと言っています」であった。兵庫県からみれば、姫路市が実施している「姫路方式」は、「単独選抜制度」ではなく「総合選抜制度」でもない中途半端な制度であった。

この案に対して、姫路市教育委員会では、「姫路方式」が兵庫県教育委員会から問題視されている理由を「合格者が定員に満たない場合において、他校の合格者の中から、住所成績によって採用することだが、その合格者の線がすっきりしない」ことだと確認したうえで改めて検討を行った。

また、この時の検討では、「『西宮方式』は『姫路方式』より遅れている」という意見や「（高校進学者が）ピーク時だけはそのまま（『姫路方式』）にしてくれ」という意見がでた。姫路市教育委員会は、公立学校の定員の問題を考慮していたことが窺える。検討の結果、姫路市は、県からの要求を考慮するが、次年度から変更することは姫路市民の理解ができないとして、次年度も「姫路方式」を実施して、その後の年度の入試は、「単独選抜制度」を検討することに決定した⁽¹⁶⁾。

結局、兵庫県教育委員会からの要望もあって、「姫路方式」を採用していた姫路市は、1966（昭和41）年度から「姫路方式」を廃止して、一校のみを志望し受験する「単独選抜制度」へ変更した。昭和40年代以降の姫路市教育委員会資料には、入試制度変更を1965（昭和40）年度からと記す資料も存在し、姫路市内の公立高等学校の沿革史の一部も同様に記す文献もあるが、1965（昭和40）年度については単独選抜と称しながら、定員割れした高等学校への調整がはかられていた⁽¹⁷⁾。前述の兵庫県教育委員会への姫路市の回答に至る経緯を考慮すると、手続き上は第一志望のみ記入であることから、「単独選抜制度」であると認められる。だが、「総合選抜方式」も「姫路方式」も行政団体による入学者調整が入ることを必要条件としているので、1965（昭和40）年度の実態は「姫路方式」が継続していたと判断する。いずれにせよ姫路市教育委員会は、高等学校への進学者がピークになる時期だけでも、市内の高等学校の定員を埋めるために、表向き「単独選抜制度」で実態は「総合選抜制度」で運用される配分方式としての「姫路方式」を採用していたのである。

ここまで姫路市内の公立高等学校入試制度をみたが、この制度自体は、兵庫県及び姫路市の教育

委員会による公立学校に対する施策であり、私立学校は知事部局管轄のため、選抜時において制度の影響を直接受けることはない。とはいえ、私立学校への進学は、公立高等学校入試制度の影響が大きいと考える。ここでは、姫路市内の公立学校と私立学校の構成が、固定化した過程を述べることにする。

姫路市で戦後に設立された私立学校を見ると、賢明女子学院が1951（昭和26）年に聖母奉献修道会のカナダ管区が母体として設立された。さらに1953（昭和28）年8月1日、カトリック淳心会と賢明女子学院の母体団体である聖母奉献修道会からの寄附で、学校法人カトリック淳心学院が、中高一貫の淳心学院を姫路市本町の賢明女子学院に隣接する土地に設立された。淳心学院の高等学校の設置認可申請の際には、姫路市長から県内の私立学校を所管する兵庫県知事宛にお願いが出された⁽¹⁸⁾。戦前から存立する私立学校と合わせて私立高等学校在籍者をみても、1962（昭和37）年の時点で、日ノ本高等学校の在籍者338名のうち姫路市内在住者は267名であった。兵庫県播磨高等学校の在籍者1842名のうち市内在住者は1146名であった。さらに賢明女子学院の在籍者485名のうち市内在住者は296名であり、淳心学院の在籍者287名のうち市内在住者は104名であった⁽¹⁹⁾。4校全体として私立学校在籍生徒数2952名のうち1813名が市内在住生徒であり、市内在住者率は61.4%であった。姫路市内の私立学校が、姫路市内の義務教育修了後の青年の進路を確保する役割を果たしていたといえる。

さらに1963（昭和38）年には、東洋大学姫路高等学校が開校したことで⁽²⁰⁾、受け入れ先の私立学校が増加した。この学校の誘致に際しては姫路市、とくに当時の石見市長が東洋大学に強く要請し、それに応える形で東洋大学が、附属高等学校を姫路市内に設置することにした。学校設置申請時には姫路市教育委員会から兵庫県知事あてに「市が校地斡旋の上誘致することに決定をみました」との経過報告をしたうえで、設置認可について配慮を求める文書を提出したほどであった⁽²¹⁾。

姫路市にとっては、姫路市内に複数の私立学校が設立されていたことで、義務教育修了後の青少年を受け入れる量的な確保が姫路市内で達成されていたことも「姫路方式」の廃止を決定した大きな要因であった。前掲の姫路市の高等学校数と生徒数をみると、公立学校と私立学校の学校数と生徒数共に、昭和40年代以降に安定的に推移した。姫路市にとっては、公立学校と私立学校とが市内に並存する構成が成立したことで、中等教育を受ける機会を市民に保障させることができた。一定数の生徒が私立学校へ進学する選択肢が存在することで、高等学校進学者が急増した時期において姫路市は、進学希望者の進路先の確保を図ることができた。当該期に公立高等学校の増設も行われたが、この時期に姫路市内に新設されたのは兵庫県立別所高等学校であり、しかも1976（昭和51）年4月に開校したほどである。こうして、「単独選抜制度」をもって公立高等学校の志望校を選択できるだけでなく、私立学校も視野に置いて志望校を選択しうる「進学経路」が姫路市において成立し、高校急増期以降も定着したのである。

V おわりに

本論文では、兵庫県の公立高等学校入試制度のうち、「総合選抜制度」の配分方式として、姫路市独自の「姫路方式」が存在していたことを明らかにした。この配分方式は、一見「単独選抜制度」のように受験者が志望校を選択できるが、合格した後に近隣に定員割れの公立高等学校があった場合、その学校への就学が指定される点に特徴があった。姫路市としては、市町村合併による市域広域化で急増した就学人口と高等学校進学希望者に対応するため、市内に設置した公立高等学校の定員割れを発生させたくない意図があった。そのため、配分方法としての「姫路方式」を採用したが、それは「単独選抜制度」を掲げながら、事実上の志望校選択を否定することであり、兵庫県教育委員会からの反対もあり廃止した。そして姫路市は、「高校通学区」内で公立学校と私立学校とが並存する構成を形成することで、中等教育の収容定員を確保した。姫路市としては、限られた財政や権能のため、容易に公立高校を新設することができない状況で実施したのが、公立高等学校入試制

度での合格者配分方式であり、私立学校への依存であった。結果的に姫路市は、後期中等教育を受ける機会の均等を保障するために、受験生に志望校を選択させる「単独選抜制度」を導入する一方で、高等学校の設置主体の種類にこだわらずに高等学校進学希望者を受け入れられるだけの総定員数を「高校通学区」内に確保する施策を選択したのであり、それによって公立学校と私立学校とが並存していることを前提として志望校を選択するという「進学経路」を定着させたのである。

以上のように、公立高等学校入試制度について、市町村教育行政の施策に注目しながら検証することは、公立高校入試制度において市町村教育行政が問題視していた地域特有の教育問題を把握するうえで有効である。無前提に「高校通学区」を全県一区へと広域化することなく、これまでに市町村教育行政が蓄積した教育行政経験を検証してから制度構想をすることの重要性を示している。もっとも、兵庫県での公立高等学校入試制度の全容を明らかにするには、全県で実施された「兵庫方式」での生徒評価の具体的内容と選抜試験時での活用実態、さらに公立学校と私立学校との入学定員設定調整の過程を検証することが課題となる。

-
- ¹ 「高等学校の入学選抜について」（平成5年2月22日付け文初高243号通知）と「高等学校の入学選抜の改善について」（平成9年11月28日付け文初高243号通知）。
- ² 「個性や能力に応じて学校を選択し、1校または2校を志願」できるようになり、「第1志望を優先するため、第1志望校には一定の加算点を加えて合否判定を行う」ということと、「出願時に希望していれば、第1・第2志望校がどちらも不合格の場合でも、総合得点によっては、いずれかの公立高校に合格」できる。手続き的には、「願書は、第1志望の高等学校に提出」としている。『公立高等学校 新しい選抜制度』（兵庫県教育委員会、平成21年）
- ³ 通学区内の公立高校が、高校ごとに定められた連携中学校の生徒を対象に合否決定を行うことを原則とする選抜制度である。『公立高等学校 新しい選抜制度』（兵庫県教育委員会、平成21年）
- ⁴ 「高等学校が、その特色に応じて受験生(ママ)のさまざまな個性や能力を多面的に評価」とし、実施校については「複数志願選抜を実施する学校のうち、特色化の進んだ学校で実施します。(コースを持つ学校は除きます)」推薦入試と異なり校長の推薦が必要なく、「志願先の高等学校長が定める『生徒に求める条件』に応じて出願する」ことになる。合否判定については「各実施校において面接を実施します。また、学校によっては実技検査、小論文(作文)を実施する場合」もあり、「各実施校の特色ある教育内容に即して、面接及び実施した検査などの結果と調査書を総合して合否を判定」としている。『公立高等学校 新しい選抜制度』（兵庫県教育委員会、平成21年）
- ⁵ 『兵庫教育』で大正9年から12年頃に展開された受験競争緩和をテーマにした一連の議論と実践報告。
- ⁶ 兵庫県教職員組合編『兵庫方式と学区制の問題』兵庫県教職員組合、昭和46年。野崎洋司『教育改革と高校通学区制度』修士論文、神戸大学、平成9年。篠原清昭編『総合選抜制度解体の研究—高校入試制度と平等の崩壊—』九州大学大学院教育学部・教育法制研究室、平成14年。
- ⁷ ここでの「中核都市」とは、地方自治法第252条の22第1項に定められ、平成8年から施行された、政令で指定された「中核市」ではなく、中小規模の都市圏域の中心に位置する都市との意味である。
- ⁸ 三上和夫『学区制度と学校選択』大月書店、平成14年。
- ⁹ 兵庫県教育史編集委員会編集『兵庫県教育史』兵庫県教育委員会、昭和38年、555-556頁。
- ¹⁰ 『神戸新聞』昭和51年10月5日。なお、現在は学力検査が国語・数学・社会・理科・英語の5教科あり、配点は各教科100点で合計500点ある。それに調査書の点数を考慮して合否が判定される。調査書は、第三学年の学習の記録の国語・社会・数学・理科・外国語の5教科の評定の和を四倍した値と、必修教科の音楽・美術・保健体育・技術or家庭の4教科の評定の和を7.5倍した値との総和(総配点500点)に換算される。
- ¹¹ 『姫路市内中学卒業生進学状況調査表』昭和31年7月1日、姫路市教育委員会。
- ¹² 『文部科学省統計要覧』より。

¹³『三〇周年記念誌』姫路市教育委員会、昭和52年。

¹⁴『三〇周年記念誌』姫路市教育委員会、昭和52年。

¹⁵『昭和三十九年 教育委員会会議録』（第二号）第一類、姫路教育委員会、昭和39年10月22日。

¹⁶『昭和三十九年 教育委員会会議録』（第二号）第一類、姫路教育委員会、昭和39年11月9日。

¹⁷『三〇周年記念誌』姫路市教育委員会、『姫中・姫路西高百年史』姫路西高等学校。

¹⁸この「御願」には「本市における高等学校入学希望者は年々増加し既に既設の高等学校のみではその収容は不可能な状態にあり本市としてはこの高等学校の設置を切望する次第でありますので本市学校教育振興の思召しをもって是非共御認可相成りたく右御願申上げます」と記載されていた。（「学校法人淳心学院高等学校設置認可方につき御願」昭和31年11月14日『淳心学院設置申請書綴』より）

¹⁹『市内私立高等学校姫路市内在住生徒数調査表』姫路市教育委員会、昭和37年12月。

²⁰「兵庫県指令教第一号」兵庫県、昭和38年1月26日。

²¹「東洋大学附属姫路高等学校設置について」姫路市、昭和37年5月15日。